

議案 1 オブザーバーについて

（「会則」第 6 条第 6 項、同条第 11 項第四号及び第 7 条第 3 項関係）

（１）オブザーバー（区市町村以外の団体）の承認について

令和 8 年 6 月 1 日付けで独立行政法人住宅金融支援機構から、東京都居住支援協議会へのオブザーバー参加を希望する旨の申請がありました。

当該法人は、以下のような取組を行うことにより、東京ささエール住宅の登録促進や居住支援法人の活動支援、ひいては都民の居住の安定確保に寄与しており、東京都居住支援協議会の目的を達成するために必要な団体であると認められる。

よって、会則第 6 条第 11 項第 4 号及び「オブザーバー承認手続の取扱」の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構を東京都居住支援協議会のオブザーバーとすることを承認いたします。

【住宅金融支援機構による居住支援に関する取組】

- ・セーフティネット住宅・居住サポート住宅のリフォーム又はセーフティネット住宅・居住サポート住宅とするためのリフォームに係る資金への融資
- ・登録/認定家賃債務保証業者や家賃債務保証を行っている居住支援法人に対する家賃債務保証保険

（２）「オブザーバー承認手続の取扱」の改正について

別紙「参考資料 2」が、東京都居住支援協議会のオブザーバー名簿です。現在、オブザーバー参加自治体数は、48 自治体となっています。

（令和 8 年度から、昭島市、国分寺市、武蔵村山市、檜原村、利島村が参加）

昨年 10 月に施行された改正住宅セーフティネット法により、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を目的として、区市町村による居住支援協議会の設立が努力義務化されたことを受け、平成 26 年度に総会で決定されたオブザーバー承認手続の取扱について、以下のとおり改正いたします。

改正案	現行（平成 26 年総会決定）
○ 以下のとおりとする。 ➤ オブザーバーは、事業年度期間中のいつでも、その参加申請を受け付けるものとする。 ➤ 区市町村については、参加申請のあった団体が以下のいずれかに適合する場合には、オブザーバー参加の承認を受けたものとみなす。 ・ <u>福祉事務所を設置している区市町村</u> ・ 居住支援協議会の設立を検討中であると会長が認める区市町村 ➤ 区市町村以外の団体については、東京都居住支援協議会の目的を達成するために必要と考えられる団体等について、個別に、総会の議決を経て、オブザーバー参加を承認する。	○ 以下のとおりとする。 ➤ オブザーバーは、事業年度期間中のいつでも、その参加申請を受け付けるものとする。 ➤ 区市町村については、参加申請のあった団体が以下のいずれかに適合する場合には、オブザーバー参加の承認を受けたものとみなす。 ・ <u>居住支援協議会が既に設立されている区市町村</u> ・ 居住支援協議会の設立を<u>具体的に</u>検討中であると会長が認める区市町村 ➤ 区市町村以外の団体については、東京都居住支援協議会の目的を達成するために必要と考えられる団体等について、個別に、総会の議決を経て、オブザーバー参加を承認する。